

居宅介護支援重要事項説明書

2024年3月31日

ご利用者に対する居宅介護支援の提供に関し、厚生労働省令により、あらかじめ説明し、同意をいただくことが定められています。

事業者がご利用者に説明すべき重要事項は下記のとおりです。

1. 事業者

法人名	茨城県厚生農業協同組合連合会
所在地	〒310-0022 茨城県水戸市梅香1丁目1番4号
代表者氏名	代表理事理事長 長谷川 博史

2. ご利用の事業所

事業所の名称	居宅介護支援事業所とりで
事業所の所在地	〒302-0022 茨城県取手市本郷2丁目1番1号
サービス管理者名	竹田 そのみ
連絡先	電話 0297-74-5551 (内線3503) ファックス 0297-73-4586
介護保険事業所番号	0871700027
指定年月日	平成12年3月31日
サービス提供地域	取手市

3. 運営方針

運営の方針	<ul style="list-style-type: none">ご利用者の心身状況、そのおかれている環境に応じて適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように支援します。ご利用者の意志および人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って公正中立に行われるよう努めます。市町村、その他の関係機関との連携に努めます。
-------	---

4. 職員の概要

職種	職員数	勤務形態
管理者	1人	常勤1人
介護支援専門員	2人以上	常勤専従2人以上

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日	第1、3土曜日
営業時間	午前8時半～午後5時まで	午前8時半～12時半まで

7. 居宅介護支援の申し込みからサービス利用までの流れと内容

サービスの流れ	① 受付・契約（インテーク） 初回の相談依頼を受け、ご利用者、ご家族と面談し契約します。
	② 課題分析（アセスメント） ご自宅を訪問して、ご利用者、ご家族と面談した上で課題の分析をします。
	③ 居宅サービス計画原案の作成 課題分析結果、ご利用者及びご家族の介護に対する意向に基づき、サービス計画を作成します。
	④ サービス担当者会議の開催 居宅サービス計画原案を基に、ご利用者やご家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。
	⑤ ご利用者への説明と同意を確認 ご利用者またはご家族より文書による同意を受けて、居宅サービス契約書を交付します。
	⑥ サービスの提供開始 介護サービス計画に従ってサービスが開始になります。
	⑦ モニタリング サービスが適切に利用できているか、状態が変化していないか等、月に一度ご自宅を訪問し、モニタリングを行い、結果を記録します。

8. 医療機関との連携

- ご利用者が病院または診療所に入院する場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または、診療所に伝えるものとします。
- ご利用者が医療系サービスの利用を希望される場合、ご利用者の同意を得て、主治医等の意見を求め、この意見を求めた主治医に対して居宅サービス計画を作成し交付します。

9. サービスの利用終了

利用者の都合で終了する場合	1～2週間前にご連絡いただければ、いつでも解約可能です。
当事業所の都合でサービスを終了する場合	人員不足や、やむを得ない事情により契約を終了させていただく場合がございます。その場合は1ヶ月前までにご連絡するとともに地域の他の居宅支援事業所を紹介することもできます。
サービスの自動終了	<ul style="list-style-type: none">ご利用者の要介護状態区分が自立または、要支援1、2とされた場合。ご利用者が長期的目的で施設に入所した場合。6ヶ月以上サービスの利用がなく、居宅サービス計画の作成が行われない場合。利用者が死亡した場合。
その他	<ul style="list-style-type: none">利用者様、ご家族様、関係者等において、次の掲げるいづれかの事由が発生した場合は、やむ得ずサービスを終了する場合があります。<ul style="list-style-type: none">本契約を継続し難いほどの背信行為またはパワーハラスメント（暴言・暴力・威嚇・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為）セクシャルハラスメント（身体を触る・手を握る・性的な言動をする）などの行為。サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載すること。適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合は、即座にサービスを終了させて頂く場合があります。

10. 利用料金について

当事業所利用料金は、介護保険制度により全額保険給付されますのでご利用者の負担はありません。但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合は、ご利用者より同額金額をいただき、当事業所より提供証明書を発行いたします。

この提供証明書を後日お住まいの市町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費	要介護 1、2	要介護 3、4、5		
	1,086単位/月	1,411単位/月		
初回加算	300単位/月	通院時情報連携加算		50単位/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250単位/月	入院時情報連携加算（Ⅱ）		200単位/月
退院・退所加算		1回目	2回目	3回目
	カンファレンス参加なし	450単位/月	600単位/月	※退院又は退所にあたって病院等の職員と面談を行ない、利用者に関する必要な情報の提供を求め、サービス利用に関する調整を行った場合
	カンファレンス参加あり	600単位/月	750単位/月	

上記の単位に取手市(5級地)の地域区分加算を掛け算出します。

交通費：取手市にお住まいの方は無料です。

11. 苦情申し立て窓口

当事業所の居宅介護支援専門員に関すること、居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての苦情・相談について迅速に対応します。

サービス管理者名	竹田 そのみ
連絡先	0297-74-5551 (内線3503)

12. その他の公的窓口

取手市役所	0297-74-2141 (高齢福祉課)
国民健康保険団体連合会	029-301-1565 (介護保険課)

13. 事故発生時の対応方法

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

14. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施すること
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者は管理者とすること
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

15. 身体拘束について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、
身体的拘束を行わないものとする。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに
緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

16. 感染症の対策

感染症の予防及び集団感染や感染拡大の対策を検討する委員会を定期的に開催します。
併せて委員会の開催時に、感染症対策の指針の整備、見直しを図ります。委員会の結果は
従業者に周知します。また、感染症の対策、防止のための訓練を定期的に実施します。

17. 業務継続に向けた取組み

当事業所は感染や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービス継続的に提供
できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、
訓練（シミュレーション）の実施等を行うこととする。

本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

年 月 日

<事業者>

所在地：取手市本郷2-1-1

名称：居宅介護支援事業所とりで

説明者：

本書面に基づいて、重要事項の説明を受け、内容に同意・確認いたしました。

ご利用者	住所	
	氏名	
ご家族の代表	住所	
	続柄	氏名
代筆者	住所	
	続柄	氏名